

## 大学等連携推進方針

令和 6 年 8 月 5 日

一般社団法人学修評価・教育開発協議会

**1. 大学を設置する社員の名称及びその法人が設置する大学名**

学校法人濱名山手学院（関西国際大学）、学校法人北陸学院（北陸学院大学）、学校法人共愛学園（共愛学園前橋国際大学）、学校法人宮崎学園（宮崎国際大学）、学校法人富山国際学園（富山国際大学）、学校法人札幌国際大学（札幌国際大学）、学校法人創価大学（創価大学）

**2. 参加大学の教育研究活動等に関する連携の推進を図る意義に関する事項**

- (1) 本協議会は、平成 24 年度～平成 28 年度に採択された文部科学省大学間連携共同教育推進事業「主体的な学びのための教学マネジメントシステムの構築」での取組に端を発し、そこで得られた知見を継承し、更なる事業展開をしていくため、平成 28 年 5 月に一般社団法人として設立に至った。
- (2) 複雑な現代社会においては、主体的に考え行動できる力を持ち、予測困難な時代に対応できる人材の育成が求められている。また、18 歳人口が減少し、学生の多様化が進む中、中小規模の大学はそれぞれの特色を活かし、より教育力の高い大学へと改革を行い、地域に貢献していくことが急務となっている。しかし、中小規模のとりわけ地方私立大学にとって、単独で教育改革を行うことは大変難しい課題である。
- (3) 本協議会では、「地域を越えた中小規模大学の連携」をもって、それぞれの大学がその地域にとって特色ある大学として必要かつ重要な存在となるよう、協働して課題解決を図ることを目的としている。
- (4) 大学間連携の推進による取組は、地域の高等教育機関の充実を通じた地域創生、及びグローバル化の推進などによる各大学の機能強化の観点から非常に意義のあるものとなる。このことから、大学等連携推進法人の認定制度を活用することにより、大学相互間等における連携推進事業を行い、教育、人材養成、研究及び運営に係る各種事業を円滑に実施できる仕組みを構築していく。
- (5) 以上を通じて、地域社会や地域経済の活性化及び持続的発展に貢献できる人材や未来の社会を切り拓くグローバルな人材を養成するとともに、地域のイノベーションの進展を図ることで、地域の発展・活性化に寄与していく。

**3. 参加大学における教育研究活動等に関する連携の内容及びその目標に関する事項**

（連携開設科目を開設及び実施する場合）

## **(1) 連携開設科目の開設の内容及び目標**

連携大学の立地を活かし、各々様々な地域の社会ニーズや地域課題をケースとして取り上げることなどにより、様々な社会ニーズや課題解決に対応できる人材の養成を行う。そのためにも連携大学間のそれぞれの強みや特色、教育資源等を活かした相互補完などにより、教育内容や質の向上を図りつつ、多様な連携開設科目を整備する。

特に、教員養成、幼児教育、SDGs やグローバル社会への対応、データサイエンスに係る知識など社会の要請に応える新たな科目を共同で開設する。また、兵庫県をはじめ、連携大学の所在する地域の関係機関の協力を得つつ、地域の課題解決に係る科目を開設するなど、学生に対して地域志向の醸成を図る。これらの取組を通して地域社会や地域経済の活性化及び持続的発展に貢献できる人材や未来の社会を切り拓くグローバルに活躍する人材を養成するとともに、地域のイノベーションの進展を図る。

連携開設科目の開設の内容及び目標に関する協議は、理事会等で行うが、専任教員レベルにおいても、企画調整委員会を設置し、参加大学間の協議を行う体制を採っている。

### **① 連携開設科目の開設の内容及び目標**

令和6年度より、参加大学のうちの4大学において、連携開設科目を開設する。これまで、連携大学間の学生交流を推進し、地域を越えた連携によって学生の学びがより深いものになるよう、国内留学（派遣＋受入）を実施してきたところであるが、連携開設科目を設定することにより、国内留学先においても、留学先の大学における授業科目のみならず、自大学の科目を継続し学び続けることができる体制を整えることにより、国内留学の活性化を目指す。

そのほか、リアルタイムでの双方型あるいはオンデマンド方式により授業を実施し、連携校の学生がオンラインで授業を受講することができる体制を整え、実施する。連携開設を行う科目については、各大学の立地する地域の課題解決、ミッションや教育資源等を活かした科目を開講することにより、各大学の教育内容の量的・質的な充実を図る。

## **(2) 参加大学の役割分担**

連携大学において、それぞれ不足している教育内容に関し、連携大学の教育資源を補完的に利用することとし、これを共通科目として配置することを前提として整備を行う。

## **(共同教育課程を編成及び実施する場合)**

### **(1) 共同教育課程の編成の内容及び目標**

上記の連携開設科目の開設、実施を進めつつ、大学等連携推進法人の認定により可能となる教学上の特例措置及び連携大学の教育資源の活用などを推進し、さらに質の

高い教育や連携や多様な教育を実施するため、各大学の教育資源を活用した共同教育課程の編成の整備に係る取組を推進していく。

## **（２）参加大学の役割分担**

当該共同教育課程の編成に当たって、科目開設や、教員の配置などにおいて中心的な役割を果たす大学が主となり、他の連携大学の教育資源を補完的に利用し、編成を行う。

## **４．一般社団法人が行う大学等連携推進業務に関する事項**

本法人が行う業務のうち、大学等連携推進業務としては、教育、人材養成、研究及び運営に係る各種事業を円滑に実施できる仕組みを構築していく。その実施を図ることを通じ、地域社会や地域経済の活性化及び持続的発展に貢献できる人材や未来の社会を切り拓くグローバルな人材を養成するとともに、地域のイノベーションの進展を図る。現時点で推進を予定している業務については以下のとおり。

- （１） 学生の学修成果の評価方法の開発・普及
- （２） 学生並びに社会人を対象とした教育プログラムの開発
- （３） 本法人が開発し認定する資格の付与
- （４） 地域の市町村や官公庁との相互連携及び交流

そのほか、直接的な連携推進業務ではないが、関連する業務として、以下の取組を行っている。

- （１） 学生の能力判定に係る試験の開発・活用
- （２） IR（インスティテューショナル・リサーチ）の普及促進

## **（大学の設置者以外の社員がいる場合）**

## **５．大学の設置者以外の社員が実施する参加大学の教育研究活動等に関する連携の推進に関する事項**

該当なし